

第25期定時株主総会招集通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

- ① 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容と運用状況の概要 1～5ページ
- ② 会社の支配に関する基本方針 5ページ
- ③ 連結計算書類の連結注記表 6～14ページ
- ④ 計算書類の個別注記表 15～19ページ

アイ・ケイ・ケイ株式会社

法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.ikk-grp.jp>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容と運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当企業集団の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう、経営理念、行動憲章、「コンプライアンス規程」をはじめとする経営基本規程の他、組織運営、業務運営のための規程、マニュアル、通達等を定め、研修、諸会議、社内回覧等により社内徹底を図り、これを遵守する体制を構築し運営する。また、内部監査を通じ、使用人の職務執行の法令、定款、社内規程等の適合性を点検する。
 - ・ 当企業集団の取締役の職務執行を監督するために、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じ開催される臨時取締役会において、各取締役はそれぞれの職務の執行状況を報告すると共に、他の取締役の職務執行状況を相互に監視する。
 - ・ 「内部通報者保護規程」に基づき、社内での相互監視システムと通報者の保護を確立することにより、取締役と使用人の職務執行の適法性を確保する。
 - ・ 当企業集団の取締役は、反社会的勢力からの不当な要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との一切の関係を遮断する。
- ② 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 当企業集団は、法令及び「文書管理規程」、「情報管理規程」、「個人情報管理規程」等社内規程に基づき適切に保管管理を行い、取締役はこれを常時閲覧することができる体制を構築し運用する。
- ③ 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当企業集団は、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に基づき、当企業集団の経営に悪影響を及ぼす虞のある事態（重大なコンプライアンス違反、甚大な被害が生じた災害、重大な食品事故等）に対しその適切な対応を行う。有事の際には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制を整え、必要に応じ外部専門家も対策本部に加える等損害を極小化する体制を構築し運用する。

- ④ 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 原則月1回の定時取締役会や、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行の決定や取締役の職務執行状況の報告を受ける。加えて原則毎週1回経営会議を開催し、具体的な業務の状況や諸問題に対応した機動的な業務の処理を行う体制を構築し運用する。また、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」による適切な権限の委譲を行うことにより、効率的な取締役の職務の執行を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。
 - ・ 当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に当社への報告を義務付ける。
 - ・ 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社に対する内部監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する事項
- ・ 監査等委員からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、内容について監査等委員会と協議の上、速やかに設置する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会の要請により設置した場合には、当該使用人の指揮・命令等は監査等委員会の下にあることとし、その人事上の取扱いは監査等委員会の承認を得ることとする。
 - ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が設置された場合には、他部署の兼務があっても、優先的に監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。また、兼務する他部署の上長及び担当取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合には必要な支援を行うこととする。
 - ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 当企業集団の取締役及び使用人は監査等委員の出席する取締役会や経営会議にて職務の執行状況を報告する体制を構築し運用する。また、当企業集団の取締役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じ必要な報告及び情報の提供を行う。
 - ・ 「内部通報者保護規程」に基づく内部通報がなされた場合は、その内容、会社の対応等の顛末につき、監査等委員会へ報告される体制を構築し運用する。
 - ・ 監査等委員会へ報告を行った当企業集団の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は代表取締役、会計監査人、内部監査室と定期的に意見や情報の交換を行うことにより監査の実効性、効率性を確保する。また、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査基準」の改廃は監査等委員会が行う。加えて監査等委員会の要請があった場合には速やかに弁護士等の外部専門家と直接相談ができる環境を整備する。
 - ・ 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当企業集団は、財務報告の信頼性を確保するため、適切な内部統制システムを構築し、その運用を行うと共に、必要な是正を実施する。

(当該体制の運用状況の概要)

① 内部統制システム全般

企業集団における業務の適正を確保するために、グループ横断的な規程の策定、内部監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用の状況の監視・検証を行いました。また、内部監査室は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、当社の財務報告に係る内部統制が有効であると確認しました。

- ② コンプライアンス
法令遵守体制の点検・強化を推し進めるため、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役会の直属機関とするコンプライアンス委員会を設置しております。当社及び子会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施を行うと共に、コンプライアンスに係る教育を定期的を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。また、当社及び子会社は内部通報制度を設けており、内部通報者の保護を行い、相談内容が直ちに当社の常勤監査等委員に報告される体制を整備しております。
- ③ リスク管理
当社のリスク管理に関する基本方針、未然防止等を定めた「リスク管理規程」に従い、リスク管理体制の維持・向上を図っております。また、当社グループのリスク情報を一元管理することにより重要リスクを特定し、重要性に応じた対策をとっております。
- ④ 子会社経営管理
子会社の経営管理については、当社の経営管理部にて子会社の経営管理体制を整備・統括し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から事前に承認申請または報告を受ける体制を整え運用しております。また、子会社の業務執行の状況については親会社の経営会議、取締役会の定例的な報告事項としており、重要な案件につきましては親会社の取締役会の決議事項としております。
- ⑤ 取締役の職務執行
当社は、「取締役会規程」に基づき定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当期は17回開催しました。経営上の重要案件については、経営会議で議論を行い取締役会へ上程しております。また、取締役会では決議事項の審議及び業務執行状況等に関する報告事項において、社外取締役及び社外監査等委員を交えた意見交換がなされており、監視・監督機能を強化しております。

⑥ 監査等委員会

監査等委員会は、5名中3名が社外監査等委員であり、取締役会への出席及び常勤監査等委員による経営会議及びその他重要会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受け内部統制の整備、運用状況を確認しており、稟議書等の業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行っております。また、監査等委員は、代表取締役、会計監査人、内部監査室、各部門の取締役との情報交換を実施し、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

アイケア株式会社

PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA

株式会社明德庵

連結の範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社明德庵を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社数

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社2社の決算日は、連結決算日と一致しております。

また、在外連結子会社1社の決算日は7月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っています。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券……………その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産……………評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 商品

・衣裳・引出物・引菓子

個別法

・その他の商品

主として最終仕入原価法

② 原材料

最終仕入原価法

③ 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 2～41年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～17年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

なお、事業用定期借地権契約による借地上的建物及び構築物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、残存価額を零とした償却を行っております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、定期借地権については、残存期間に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、在外連結子会社は、（会計方針の変更）に記載のとおり、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しております。本適用により、リースの借り手については、原則として全てのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、計上された資産の減価償却の方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金……………役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ ポイント引当金……………当社の冠婚葬祭の会員組織に加入している会員に対して付与した特典（ポイント）の利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準……外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- ③ 消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(IFRS第16号「リース」の適用)

当連結会計年度より在外連結子会社においてIFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、借り手のリース取引については、原則として全てのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において有形固定資産の「その他」が159,696千円、流動負債の「その他」が110,718千円、固定負債の「その他」が23,158千円それぞれ増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が53,294千円減少しております。

なお、連結損益計算書及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「前受金」（当連結会計年度868,942千円）については、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は、流動負債「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「受取保証料」（当連結会計年度17,824千円）及び「受取手数料」（当連結会計年度4,273千円）については、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大及び政府による「緊急事態宣言」の発令を踏まえ、お客さまと社員の安全・安心を最優先事項とし、同宣言エリアの店舗では臨時休業をしておりました。

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の収束時期等を予測することは困難なことから、当社が現在入手している情報等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症による影響が翌連結会計年度においても継続するものの、2021年に入ってから徐々に回復するものと仮定し固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の見積もりを行っております。

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、役員の退職慰労金の支払いに充てるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、2019年12月13日開催の当社取締役会において、2020年1月28日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給について承認されました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払い分267,536千円を、「未払金」及び「長期未払金」として流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、一部の連結子会社については引き続き、役員退職慰労金の支払いに充てるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を固定負債の「その他」として計上しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

| | |
|----|-------------|
| 建物 | 1,740,040千円 |
| 土地 | 1,231,335千円 |
| 計 | 2,971,375千円 |

担保に係る債務

| | |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 380,804千円 |
| 長期借入金 | 1,329,994千円 |
| 計 | 1,710,798千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,913,549千円

3. 当座貸越契約

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大とその不測の事態に対応するその備えとして、機動的かつ安定的な資金を確保するため、当期新たに取引銀行6行と貸越限度額9,500,000千円の当座貸越契約を締結しております。従来からの貸越契約を含めた当連結会計年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

| | |
|---------|--------------|
| 当座貸越限度額 | 10,100,000千円 |
| 借入実行残高 | 2,000,000千円 |
| 借入未実行残高 | 8,100,000千円 |

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用途 | 場所 | 種類 | 金額 (千円) |
|------|---------|----------|------------|
| 婚礼施設 | 佐賀県伊万里市 | 建物及び構築物等 | 343,260 |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として資産グルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物218,348千円、土地122,815千円、その他2,096千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価等に基づき算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 29,956,800株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2020年1月28日定時株主総会 | 普通株式 | 359,460 | 12.00 | 2019年10月31日 | 2020年1月29日 |

(注) 配当金の総額には、アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託が所有する当社株式に対する配当金2,043千円を含めております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主として銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に安全性・流動性の高い金融資産で運用しております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

差入保証金は、婚礼施設の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

借入金のうち短期借入金は、運転資金に係る調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、売掛金については、各支店における管理者が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、経理規程に従い、同様の管理を行っております。

また、差入保証金については、差入先の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を行っております。

- ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、長期固定金利借入を利用しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、流動性リスクを回避しております。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 1,873,191 | 1,873,191 | — |
| (2) 差入保証金 | 1,746,822 | 1,775,228 | 28,406 |
| 資産計 | 3,620,013 | 3,648,419 | 28,406 |
| (1) 短期借入金 | 2,000,000 | 2,000,000 | — |
| (2) 長期借入金(※) | 4,227,649 | 4,220,741 | △6,907 |
| 負債計 | 6,227,649 | 6,220,741 | △6,907 |

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 差入保証金

差入保証金の時価については、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュフローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額6,873千円）及び投資事業有限責任組合へ出資（連結貸借対照表計上額22,218千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 預 金 | 1,862,376 | — | — | — |
| 差 入 保 証 金 | 153,442 | 613,768 | 734,704 | 276,285 |
| 合 計 | 2,015,818 | 613,768 | 734,704 | 276,285 |

(注4) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|
| 短 期 借 入 金 | 2,000,000 | — | — |
| 長 期 借 入 金 | 1,029,552 | 2,530,761 | 667,336 |
| 合 計 | 3,029,552 | 2,530,761 | 667,336 |

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

婚礼施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間に応じて8～41年と見積り、割引率は0.0000～2.1810%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|--------------------|
| 期首残高 | 924,789千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 92,276千円 |
| 時の経過による調整額 | 10,785千円 |
| 期末残高 | <u>1,027,852千円</u> |

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 269円93銭

2. 1株当たり当期純損失 143円22銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式を控除する他、アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託が所有する当社株式(当連結会計年度末653,900株、期中平均株式数309,648株)を控除して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(持株会社への移行、吸収分割契約の締結)

当社は、2020年12月14日開催の取締役会において、当社が完全子会社として新たに設立したアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社（以下、「分割準備会社」といいます。）に対して当社の婚礼事業を承継させる吸収分割を行うため、分割準備会社との間で吸収分割契約を締結することを決議し、同日分割準備会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

なお、持株会社体制への移行につきましては、2021年1月28日に開催予定の定時株主総会で、議案が承認されることを条件として実施する予定です。

1. 持株会社体制への移行の目的

当社は、経営ビジョン「VISION2035 一人ひとりがリーダーとして、数多くの分野から選択・挑戦し新たな世界企業を創る」の達成に向け、機動的な事業戦略の実行や、優秀な人財の採用と人材育成を目的として、持株会社体制への移行を決定しました。

今後は、新規事業の立ち上げやM&Aの加速により、社長となり得る人財の採用と育成に力を注ぎ、次世代の社長を多数輩出すると共に、事業会社の経営をコーポレートガバナンスの観点から持株会社が監視・監督してまいります。

2. 持株会社体制への移行及び吸収分割契約の要旨

(1) 本吸収分割契約の日程

| | |
|-----------------|----------------|
| 分割準備会社設立 | 2020年11月6日 |
| 本吸収分割契約承認取締役会 | 2020年12月14日 |
| 本吸収分割契約締結 | 2020年12月14日 |
| 本吸収分割契約承認定時株主総会 | 2021年1月28日（予定） |
| 本吸収分割効力発生日 | 2021年5月1日（予定） |

(2) 本吸収分割契約の方式

当社を吸収分割会社、分割準備会社を吸収分割承継会社とし、当社の婚礼事業（以下、「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割により行います。

(3) 本吸収分割契約に係る割当の内容

本吸収分割契約に際して、分割準備会社は、普通株式2,000株を発行し、その全部を分割会社である、当社に割当て交付いたします。

(4) 本吸収分割契約に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本吸収分割契約により増減する資本金

当社の資本金の増減はありません。

(6) 分割準備会社が承継する権利義務

分割準備会社は、本吸収分割契約の定めに従い、効力発生日において当社に属する本事業に関する資産、債務、その他の権利義務（ただし、本吸収分割契約において別段の定めがあるものを除きます。）を、当社から承継します。

なお、分割準備会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

本吸収分割契約後、分割準備会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また分割準備会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態は、現在のところ想定されていないことから、本吸収分割後においても、分割準備会社の債務の履行の見込みに問題はないと判断しております。

3. 本件分割当事会社の概要

(1) 分割会社

| | |
|------|------------------|
| 名称 | アイ・ケイ・ケイ株式会社 |
| 所在地 | 佐賀県伊万里市新天町722番地5 |
| 代表者 | 代表取締役社長 村田 裕紀 |
| 事業内容 | 婚礼事業 |
| 決算期 | 10月末 |
| 資本金 | 351,655千円 |
| 純資産 | 7,992,412千円 |
| 総資産 | 17,617,778千円 |

(2) 承継会社

| | |
|------|----------------------------|
| 名称 | アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社 |
| 所在地 | 福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目6番5号 |
| 代表者 | 代表取締役社長 村田 裕紀 |
| 事業内容 | 婚礼事業 |
| 決算期 | 10月末 |
| 資本金 | 50,000千円 |
| 純資産 | 100,000千円 (2020年11月6日設立現在) |
| 総資産 | 100,000千円 (2020年11月6日設立現在) |

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・ 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ① 商品
 - ・ 衣裳・引出物・引菓子
個別法
 - ・ その他の商品
最終仕入原価法
- ② 原材料
最終仕入原価法
- ③ 貯蔵品
最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 2～41年 |
| 機械及び装置 | 6～17年 |
| 車両運搬具 | 2～7年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

なお、事業用定期借地権契約による借地上の建物及び構築物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、残存価額を零とした償却を行っております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
また、定期借地権については、残存期間に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ ポイント引当金……………当社の冠婚葬祭の会員組織に加入している会員に対して付与した特典（ポイント）の利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準……………外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ③ 消費税等の処理方法……………税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において区分掲記しておりました営業外収益の「受取配当金」（当事業年度1千円）については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は営業外収益の「その他」に含めております。

追加情報

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症拡大及び政府による「緊急事態宣言」の発令を踏まえ、お客さまと社員の安全・安心を最優先事項とし、同宣言エリアの店舗では臨時休業をしておりました。

当社においては、新型コロナウイルス感染症の収束時期等を予測することは困難なことから、当社が現在入手している情報等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症による影響が翌事業年度においても継続するものの、2021年に入ってから徐々には回復するものと仮定し固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の見積もりを行っております。

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、役員退職慰労金の支払いに充てるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、2019年12月13日開催の当社取締役会において、2020年1月28日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給について承認されました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払い分267,536千円を、「未払金」及び「長期未払金」として流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

| | |
|----|-------------|
| 建物 | 1,740,040千円 |
| 土地 | 1,231,335千円 |
| 計 | 2,971,375千円 |

担保に係る債務

| | |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 380,804千円 |
| 長期借入金 | 1,329,994千円 |
| 計 | 1,710,798千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,515,686千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 1,153千円

なお、区分掲記したものは除いております。

4. 当座貸越契約

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大とその不測の事態に対応するその備えとして、機動的かつ安定的な資金を確保するため、当期新たに取引銀行6行と貸越限度額9,500,000千円の当座貸越契約を締結しております。従来からの貸越契約を含めた当事業年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

| | |
|---------|--------------|
| 当座貸越限度額 | 10,100,000千円 |
| 借入実行残高 | 2,000,000千円 |
| 借入未実行残高 | 8,100,000千円 |

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

| | |
|------------|----------|
| 売上高 | 1,030千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,139千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 20,081千円 |

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用途 | 場所 | 種類 | 金額 (千円) |
|------|---------|-----|------------|
| 婚礼施設 | 佐賀県伊万里市 | 建物等 | 343,260 |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として資産グルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物214,336千円、構築物4,011千円、土地122,815千円、その他2,096千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価等に基づき算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式 735,864株

(注) アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託（以下、従持信託）が所有する当社株式を含めて記載しております。なお、当事業年度末現在において、従持信託が所有する当社株式数653,900株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、減損損失等であります。

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

婚礼施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間に応じて8～41年と見積り、割引率は0.0000～2.1810%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|--------------------|
| 期首残高 | 902,451千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 92,276千円 |
| 時の経過による調整額 | 10,443千円 |
| 期末残高 | <u>1,005,171千円</u> |

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|----------|-----------|--------------|-----------------------|-------------------|--------|----------------|--------|----------|-----------------------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | アイケア株式会社 | 福岡県糟屋郡志免町 | 95,000 | 有料老人ホームの運営、介護サービス等の提供 | (所有)直接100.0 | 兼任2名 | 当社グループの介護部門を担当 | 貸付金の回収 | 45,000 | 1年内回収予定の関係会社長期貸付金(注)1 | 45,000 |
| | | | | | | | | 利息の受入 | 2,544 | 関係会社長期貸付金(注)1 | 405,000 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 273円52銭
2. 1株当たり当期純損失 145円63銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式を控除する他、アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託が所有する当社株式(当事業年度末653,900株、期中平均株式数309,648株)を控除して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(持株会社への移行、吸収分割契約の締結)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。